

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	子ども未来部 子ども政策課	
不利益処分名	社会福祉事業（保育所で行われる地域子育て支援拠点事業等に係るものに限る）の経営の制限等	
根 拠 法 令	社会福祉法	
根 拠 条 項	第72条第1項、第2項又は第3項	
連 絡 先	(電話621-5240)	
処 分 基 準	<p>第72条</p> <p>都道府県知事は、第62条第1項、第67条第1項若しくは第69条第1項の届出をし、又は第62条第2項若しくは第67条第2項の許可を受けて社会福祉事業を営業者が、第62条第6項(第63条第3項及び第67条第5項において準用する場合を含む。)の規定による条件に違反し、第63条第1項若しくは第2項、第68条若しくは第69条第2項の規定に違反し、第70条の規定による報告の求めに怠り、若しくは虚偽の報告をし、同条の規定による当該職員の検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、前条の規定による命令に違反し、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を営業者することを制限し、その停止を命じ、又は第62条第2項若しくは第67条第2項の許可を取り消すことができる。</p> <p>2 都道府県知事は、第62条第1項、第67条第1項若しくは第69条第1項の届出をし、若しくは第74条に規定する他の法律に基づく届出をし、又は第62条第2項若しくは第67条第2項の許可を受け、若しくは第74条に規定する他の法律に基づく許可若しくは認可を受けて社会福祉事業を営業者(次章において「社会福祉事業の営業者」という。)が、第77条又は第79条の規定に違反したときは、その者に対し、社会福祉事業を営業者することを制限し、その停止を命じ、又は第62条第2項若しくは第67条第2項の許可若しくは第74条に規定する他の法律に基づく許可若しくは認可を取り消すことができる。</p> <p>3 都道府県知事は、第62条第1項若しくは第2項、第67条第1項若しくは第2項又は第69条第1項の規定に違反して社会福祉事業を営業者が、その事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当の行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を営業者することを制限し、又はその停止を命じることができる。</p>	
	参 考 事 項	徳島県の事務処理の特例に関する条例により、一部の事業について、市が処理することとなっている。
	設定等年月日	平成26年8月1日設定（令和3年4月1日最終変更）

<p>基 準</p>	<p>○徳島県の事務処理の特例に関する条例 表 2 3 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの（保育所で行われる社会福祉事業に係るものに限る。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法第 6 9 条第 1 項の規定による地域子育て支援拠点事業の開始の届出の受理及び同条第 2 項の規定による地域子育て支援拠点事業の変更又は廃止の届出の受理 2 法第 7 0 条の規定による地域子育て支援拠点事業に係る報告の徴収又は当該職員による検査及び調査 3 法第 7 2 条第 1 項の規定による地域子育て支援拠点事業の経営の制限又は停止命令、同条第 2 項の規定による地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業又は保育所を経営する事業の経営の制限若しくは停止命令又は保育所の設置の認可の取消し及び同条第 3 項の規定による地域子育て支援拠点事業の経営の制限又は停止命令
------------	--